捜査における疑わしい取引に関する情報の取扱について（通達乙）

（令和８年５月11日、組対発第238号）

【概要】

疑わしい取引に関する情報は、プライバシーや企業活動に関する非常に機微な情報を含んでおり、その適切な取扱いを徹底する必要があることから、各種警察活動における疑わしい取引に関する情報の取扱いに関する留意事項について、県下の警察署等に指示したものです。